

平成 27 年 5 月 1 日

決議書（第 60 回西日本新人カッター競技大会 西日本会議 検討事項）

(1) 西日本新人カッター競技大会の大会形式について ⇒⇒ 審議終了

伝統ある本大会がスタートした時点の意義（「新人カッター競技大会」という名称に込められた想い）は継承しつつ、連盟加盟の参加大学・校のオープン参加を解消する大会方式に変革する。

新たな大会形式等（赤字部分は修正意見を反映）

- (a) 大会の名称は変更せず、「西日本新人カッター競技大会」とする。
- (b) できる限り、その年に開催された全日本カッター競技大会に参加した最上級生のクルーを除いたクルー構成とする。
- (c) クルー構成において、1 学年または正式なカッター大会参加経験がないクルーが半数以上を占める場合を「新人クルー」とする。なお、クルーに欠員がある場合、その人数は「新人クルー」の人数に含めることができる。
- (d) 大会は、前(c)による「新人クルー」となる参加大学・校により、新人クルーの順位を付ける（新人クルーの部）と共に、連盟加盟の参加大学・校の競技により、総合順位を付ける（総合の部）。
- (e) これまでの優勝旗等、引き継がれる賞は、新人クルーの部の優勝チームが継承する。
- (f) 大会を主管する大学・校は、新人クルーの部の優勝チームに、優勝メダル等を授与すると共に、上位チームに賞状等を授与できるものとする。また、予算の範囲で、総合の部の優勝チームに優勝メダル等を、上位チームに賞状等を授与できるものとする。
- (g) 連盟加盟でない大学・校が、本大会に参加する場合はオープン参加として扱う。

(2) 女子レースにおける艇の船首乗艇の可否について ⇒⇒ 審議終了

西日本新人カッター競技大会においても全日本と同様に、6 メートルカッターの艇指揮が船首に乗艇することは認められないものとする。但し、艇指揮が船首に乗艇することにより艇のバランスが確保され、また、指揮者としての機能及び見張りとしての機能等が維持され、船尾乗艇でなくても艇の安全が確保されることが証明された場合は（例えば、航海学会等の権威ある学会で論文として公表される等）、本件について、あらためて見直すことができるものとする。

(3) その他 ⇒⇒ 継続審議

- ① 大会を主管する大学・校の連盟会費や参加費の一定の額を減額する（または免除する）ことについて。
- ② 「新人」の定義
連盟加盟の大学・校において、正式な大会に参加経験がある者が、別の連盟加盟大学・校の所属となった場合の扱いについて。
- ③ 予備員の乗艇について
選手（クルー）として登録されているクルーが船首に予備員として乗艇することについて。
- ④ 今後の新人カッター大会の開催場所及び大会の主管等について。

以上

海上保安大学校 端艇部顧問
山田 多津人